

「やまなし子どもの貧困対策推進計画（仮称）」（素案）の概要

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本県の子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう環境の整備、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進

2 計画の位置付け

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第1項に規定する「都道府県計画」

3 計画の性格

「やまなし子ども・若者育成指針」（H27～H31）の子どもの貧困の部分のアクションプランの性格を兼ね備える

4 計画の期間 推進期間：平成28年度～平成31年度まで

第2章 子どもを取り巻く現状と課題

<全国の子どもの貧困の状況>

○子どもの相対的貧困率 16.3%

<本県の子どもの貧困を取り巻く状況>

○就学援助を受けている児童生徒の状況 ⇒ 「教育の支援」

10.14%（本県） 15.68%（全国）

○生活保護の子どもの高校進学率 ⇒ 「教育の支援」、「経済的支援」

86.2%（本県） 90.8%（全国）

○生活保護の子どもの高校中退率 ⇒ 「教育の支援」、「経済的支援」

2.5%（本県） 5.3%（全国）

○14歳以下の朝食の欠食率 ⇒ 「生活の支援」

1.19%（男子：本県） 1.3%（男子：全国）

0.71%（女子：本県） 0.7%（女子：全国）

○ひとり親家庭の正規雇用率 ⇒ 「保護者に対する就労の支援」

36.3%（母子家庭：本県） 39.4%（母子家庭：全国）

60.2%（父子家庭：本県） 67.2%（父子家庭：全国）

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

～すべての子どもが夢や希望を抱き、たくましく、しなやかに成長し、やまなしの未来を拓くために～

2 基本方針

I 4つの支援を柱とした具体的な施策の体系化

大綱で定める当面の重点施策と本県の現状と課題から①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労の支援、④経済的支援の4つの施策の柱

II 「活動指標」「成果指標」と目標（値）の設定

「活動・成果指標」と目標（値）を設定し、計画の実効性を高める

III 幅広い連携・協働による県民総ぐるみの実効性のある計画

市町村（福祉・教委）、支援団体等や地域社会など、幅広い連携・協働により、県民総ぐるみで支援する「やまなしらしさ」を構築

第4章 具体的な施策の方向性

1 教育の支援

(1) 学校をプラットフォームとした総合的な子どもの支援の展開

- ①教職員に対する啓発
- ②学校を窓口とした福祉関連機関等との連携
- ③地域による学習支援
- ④高等学校等における就学継続のための支援

(2) 貧困の連鎖を防ぐための就園・就学支援の充実

- ①幼児教育・経済的負担の軽減
- ②就学支援の充実
- ③「高校生等奨学給付金制度」などによる経済的負担の軽減
- ④特別支援教育に関する支援の充実

(3) 大学等進学に対する教育機会の提供

- ①国公立大学・専門学校等に関する教育機会の情報提供
- ②国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援

(4) 生活困窮世帯等への学習支援

- ①生活困窮世帯等の子どもの学びの機会の確保と経済的支援

2 生活の支援

(1) 保護者の生活支援

- ①保護者の自立支援 ②保護者への家庭教育支援
- ③保育等の確保 ④保護者の健康確保

(2) 子どもの生活支援

- ①児童養護施設等の退所児童等の支援
- ②食育等の推進に関する支援
- ③ひとり親世帯や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援

(3) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

- ①関係機関の連携

(4) 子どもの就労支援

- ①ひとり親世帯の子どもに対する就労支援
- ②相談・情報提供

(5) 支援する人員の確保等

- ①社会的養護施設の体制整備

(6) その他の生活支援

- ①妊娠期からの切れ目のない支援等
- ②住宅支援

3 保護者に対する就労の支援

(1) 人材の育成

- ①経済団体等への要望活動による支援

(2) 就労の支援

- ①保護者の就労環境の整備
- ②保護者の資格取得等に対する支援
- ③保護者の再就職に対する支援

4 経済的支援

- ①児童扶養手当をはじめとした子育て世帯への経済的支援
- ②母子父子寡婦福祉資金貸付金等によるひとり親世帯への経済的支援
- ③生活保護世帯の子どもの進学時の支援
- ④養育費の確保に関する支援

第5章 各種関係団体等との連携・協働

1 各種関係支援団体等との連携・協働

- (1) 教育の支援（地域による学習支援・居場所づくり等）
- (2) 生活の支援（食糧支援）

2 地域社会との連携・協働

3 企業との連携・協働

第6章 子どもに関する指標

- 国の大綱の指標の中で目標設定可能なものと、県独自の指標とを設定する。
- 「何をやるのか」を表す活動指標と「その結果どのような効果があるのか」を表す成果指標を設定し、成果に対する活動指標の有効性を検証することにより、計画の実効性を高めていく。

第7章 計画の推進

1 県の推進体制

- (1) 「やまなし子ども・若者育成指針」のアクションプランとしての計画
- (2) 全庁的な推進体制

2 連携・協働の確立に向けて

- (1) 国の動向との呼応
- (2) 市町村との連携・協働
- (3) 関係民間団体等の連携・協働
- (4) 地域社会と連携・協働し、県民総ぐるみでの支援

3 計画の進行管理

- 部局横断的に全庁一体となって取り組み、適正な進行管理を行う。
- 毎年度、青少年総合対策本部において、事業の進捗状況を検証し、青少年問題協議会に報告し、評価を行う。